

岩手県告示第398号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり特定大規模集客施設を新設する旨届出があった。

平成27年4月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 届出事項の概要

(1) 特定大規模集客施設の設置をする者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

ア(ア) 設置をする者の名称 株式会社マイヤ

(イ) 設置をする者の住所 大船渡市盛町字木町14番地5

(ウ) 法人の代表者の氏名 米谷 春夫

イ(ア) 設置をする者の名称 DCMホームマック株式会社

(イ) 設置をする者の住所 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号

(ウ) 法人の代表者の氏名 石黒 靖規

ウ(ア) 設置をする者の名称 大和リース株式会社

(イ) 設置をする者の住所 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

(ウ) 法人の代表者の氏名 森田 俊作

エ(ア) 設置をする者の名称 有限会社シメアゲ

(イ) 設置をする者の住所 大船渡市大船渡町字砂子前11番地8

(ウ) 法人の代表者の氏名 千田 喜一郎

(2) 特定大規模集客施設の名称 (仮称) 大船渡再開発ショッピングセンター

(3) 新設予定地の所在地及びその敷地の面積

ア 所在地 大船渡都市計画事業大船渡駅周辺地区土地区画整理事業地内44-1街区及び44-2街区

イ 敷地面積 34,419平方メートル

(4) 特定大規模集客施設の用途 店舗及び飲食店等

(5) 特定大規模集客施設の床面積の合計 10,995平方メートル

(6) 特定大規模集客施設の新設に係る建物の延べ面積 10,995平方メートル

(7) 新設予定地の用途地域 商業地域

(8) 新設予定地の開発行為の着手予定日 開発行為非該当

(9) 特定大規模集客施設の新設に係る建物の新築の着手予定日 平成27年10月1日

(10) 特定大規模集客施設において営業を開始する予定日 平成28年4月21日

(11) 特定大規模集客施設の1日当たりの平均的な利用者の人数の見込み及び集客予定区域

ア 利用者の人数の見込み 1日当たり約8,028人

イ 集客予定区域 新設予定地から半径4キロメートルの圏内（主に大船渡地区、盛地区、末崎地区、赤崎地区及び猪川地区）

2 届出年月日 平成27年4月16日

3 関係書類の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 平成27年4月28日から同年6月28日まで

(2) 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び沿岸広域振興局経営企画部並びに大船渡市役所、陸前高田市役所、釜石市役所及び住田町役場

4 その他 この届出に関して、条例第7条第1項の規定により、隣接市町村に準ずる市町村の指定を申請しようとする市町村は、平成27年5月7日までに準隣接市町村指定申請書を岩手県商工労働観光部経営支援課に提出すること。